

## 子育てのための施設等利用給付のご案内(新制度移行施設用)

### 1 概要

この制度は、幼稚園等を利用する園児のうち、要件を満たす児童の保護者が負担する預かり保育料について、上限額までの範囲で保護者の利用料が給付(無償化)されるものです。

### 2 対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 園児が七ヶ浜町に住民登録している方
- ② 私立幼稚園等(新制度移行施設)に通園している児童のうち、3歳児クラス以上の児童の保護者もしくは、満3歳児以下のクラスの児童で町民税非課税世帯の保護者
- ③ 共働き世帯など、保育の必要性の認定を受けた児童(2号または3号認定)の保護者

#### 【保育の必要性の認定】

事由	保育の必要性の認定に該当する事由	認定の有効期間	必要な添付書類
就労	日常の家事以外の仕事を月48時間以上していることを常態としていること	最長、就学前まで	勤務証明書【指定様式・書類あり】 ※勤務先からの証明が必要です。申請に間に合うよう事前に作成を依頼願います。
妊娠・出産	母が出産の前後である場合	産後8週	出産(予定)日が記載された母子手帳の写し
病気・障害	病気、けが、心身の障害がある場合	最長、就学前まで(診断書に基づく)	養育期間が記載された診断書の写し
介護・看護	同居親族(長期間入院している親族を含む)を常時介護又は看護していること	最長、就学前まで	看護、介護を必要とする方の診断書や障害者手帳の写し
災害復旧	震災、風水害、火災などでその家庭が被害を受けたために復旧にあたる場合	最長、就学前まで	罹災証明書等
就職活動	就職活動を継続的に行っていること	3か月間	ハローワークの受付票の写し
就学	学校又は職業訓練校に在学している場合	通学期間中	在学証明書、通学期間がわかる書類

虐待・DV	児童虐待やDVの恐れがあること	最長、就学前まで	要相談
育児休業 (既に入所している児童のみ)	育児休業取得時に、既に施設を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	育児休業期間に基づく	育児休業期間が記載された勤務証明書【指定様式・書類あり】 ※勤務先からの証明が必要です。申請に間に合うよう事前に作成を依頼願います。
その他	上記に掲げるもの以外で町長が認める事由に該当すること	最長、就学前まで	要相談

### 3 対象費用と支給額

#### (1)対象費用

2号または3号認定に該当する児童が預かり保育を利用した場合の預かり保育料が対象となります。

※在籍する幼稚園の預かり保育の実施時間等が基準より少ない(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満または年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育の他、認可外保育施設等(企業主導型保育事業を除く)の利用も無償化の対象となります。

#### (2)支給額

- 2号認定の場合は、利用日数に応じた額(利用日数×450円)と、実際に支払った預かり保育料を月ごとに月額上限11,300円と比較し、低い方が支給額となります。(3号認定の場合の月額上限は16,300円となります。)
- おやつ代などの実費は、支給の対象外となります。

※支給対象となる費用は、「実際に利用した日」の預かり保育料のみです。月額などで利用料を支払っている場合でも利用しなかった日については、支給の対象となりません。

### 3 必要な手続き

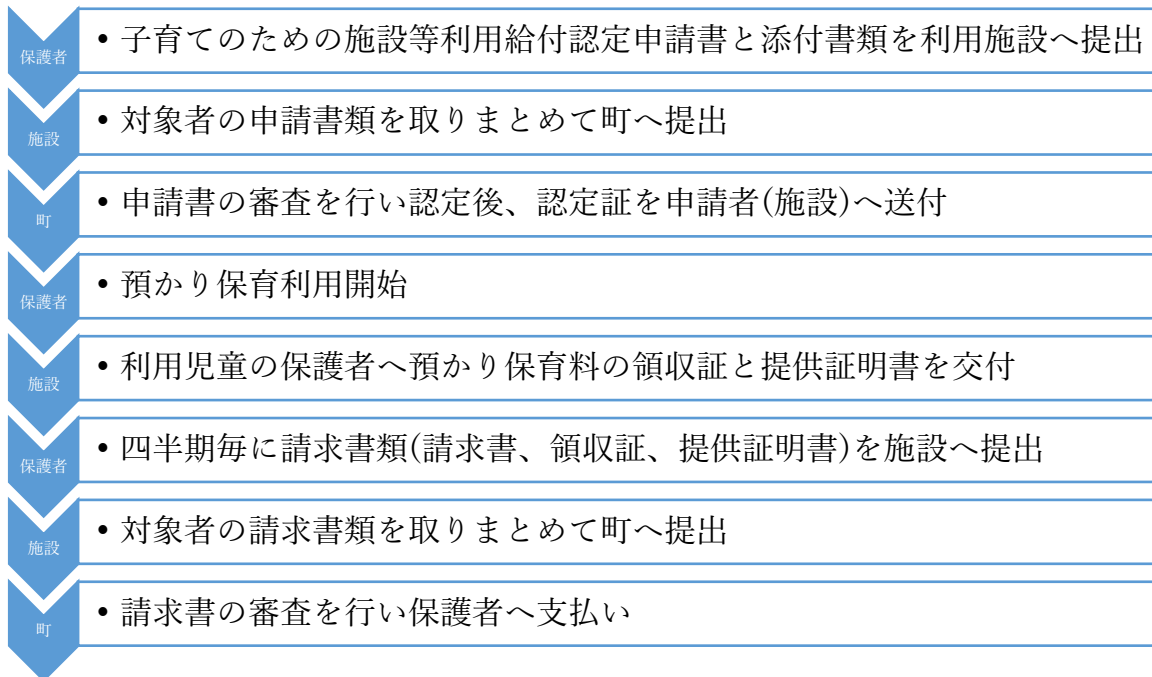
#### (1)申請

本給付を受けるためには、利用開始日の属する月の前月末までに町に申請し施設等利用給付認定(2号または3号認定)を受ける必要があります。また、認定日は申請日以降の日となりますので、事務処理に遺漏のないようご注意ください。

#### (2)請求(支払い方法)

預かり保育料は償還払いとなりますので保護者から全額徴収することとなります。その後、対象者全員分の書類を整理し、3か月毎に町(利用施設経由)へ請求します。

## (3)フローチャート



## 4 留意事項

- 給付認定は、認定日の遡及(さかのぼり)はできませんので、利用開始月の前月末までに申請手続きをお願いします。
- 給付認定後、認定事由の認定期間が終了した場合、認定の変更手続きが必要となりますので「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」を提出してください。
- 領収証及び提供証明書の様式については、他市町村の様式でも使用できます。

七ヶ浜町子ども未来課児童福祉係  
 〒985-8577  
 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1  
 電話 022-357-7454  
 Mail [kodomo@shichigahama.com](mailto:kodomo@shichigahama.com)